

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方へ

☎ 国保年金課医療福祉係 ☎826-1111 内線2316、2406

保険証について

8月1日からの新しい保険証は、7月中旬に被保険者個人に郵送します。保険証が届きましたら、記載内容に間違いや変更がないかを確認してください。

※保険証に記載されている一部負担金の割合は、1割(一般)または3割(現役並み所得者)です。



※今年はみどり色です。

保険料について

後期高齢者医療保険料は、年金から差引き(特別徴収)、または市から送付される納付書(普通徴収)により個人ごとに納めていただきます。

平成25年度の保険料の算出方法は、次のとおりです。

均等割額 3万9500円	+	所得割額 (総所得金額など-33万円)×8.0%
------------------------	---	------------------------------------

※1年間の保険料の上限額は55万円です。

限度額適用・標準負担額減額認定について

住民税非課税世帯(世帯の全員が住民税非課税)の被保険者は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることができます。医療費の自己負担限度額(月額)や、入院時の食事代が減額になりますので、認定証を保険証と一緒に医療機関などの窓口へ提示してください。

現在、認定証の交付を受けている方で、8月以降も引き続き該当となるときには、原則として、保険証と一緒に郵送します。

保険料の納期と納付方法

保険料額決定通知書は、7月中旬に発送します。

普通徴収

納期	納期限	納期	納期限
1期	25年7月31日	5期	25年12月2日
2期	25年9月2日	6期	25年12月25日
3期	25年9月30日	7期	26年1月31日
4期	25年10月31日	8期	26年2月28日

※年度の途中で後期高齢者の資格を取得された方、または土浦市に転入された方、年金受給額が年額18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方などが普通徴収となります。



特別徴収

仮徴収	4月	平成25年2月の徴収額と同じ額、もしくは前年度の1年間の保険料の6分の1の額が、各月の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	平成24年中の所得に基づいて算定した年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

新たに住民税非課税世帯になった方には、市から申請書を送付しますので、7月末までに国保年金課に申請し、認定証の交付を受けてください。

外国人の方へ To foreign residents

住民票が作成される75歳以上の外国人の方には、後期高齢者の保険証を交付します。

All persons aged 75 or over listed on the Basic Resident Registration will receive Last-Stage Elderly Medical Care Insurance Card by postal mail.